

令和5年4月28日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

1 「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止

○令和5年4月27日 厚生労働省 厚生科学審議会 感染症部会

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

⇒5月8日から「5類感染症」に変更

○令和5年4月28日 閣議決定（見込）

- ・政府新型コロナウイルス感染症対策本部

⇒5月7日をもって廃止

- 上記を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条に基づき、本県の「新型コロナウイルス感染症対策本部」を5月7日をもって廃止する。

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（都道府県対策本部の廃止）

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

2 上記法に基づく県対策本部の廃止後の対応

- ・法に基づかない、県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を維持。
（新型コロナウイルス感染症が流行し始めた当初に県独自に設置したもの。資料4）
- ・必要に応じて「新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催。
（オミクロン株とは病原性が大きく異なる変異株が出現した場合等の開催を想定）
- ・5月8日以降の医療提供体制等に係る県の対応については、第70回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で決定したとおり。
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』及びその別冊「イベントの開催基準等」については、5月7日をもって廃止。
- ・5月8日以降の感染防止対策については、今後は、県から一律に対応を求めることはしない。
- ・県民の皆様がそれぞれ、その場の状況等に応じて自主的に必要性を判断し、主体的に実施していただくこととなり、県としては、その判断に資する情報を提供していく。
（参考資料・三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト）